通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第1項及び労働関係調整法施行令第10条の4第1項の規定に基づいて、株式会社スターフライヤーから、以下のとおりロックアウト(作業所閉鎖)を行う旨の通知がありましたので、同令同条第4項の規定に基づいてお知らせします。

1 期間

令和7年11月25日以降

2 場所

スターフライヤー乗員組合の組合員が従事する株式会社スターフライヤーの全職場 (別記の都府県)

3 目的

スターフライヤー乗員組合が年末一時金等の要求に 関して行うストライキ等の争議行為に対抗するため

令和7年11月18日

厚生労働大臣 上野 賢一郎

別 記

 宮 城 県
 東 京 都
 愛 知 県

 大 阪 府
 山 口 県
 福 岡 県